



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
秋田労働局

Press Release

報道関係者 各位

平成27年9月29日

【照会先】

秋田労働局 労働基準部 監督課
監督課長 鈴木 隆雄
監察監督官 須田 健二
電話 018-862-6682

**長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組を要請します
～ 平成27年度 過重労働解消キャンペーン ～**

厚生労働省では、平成27年度「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します。

今年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015において、「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれ、また昨年11月から「過労死等防止対策推進法」が施行される等、長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっていることから、キャンペーンにより、長時間労働削減に向けた取組を推進していきます。

このキャンペーンに先立ち、秋田労働局（局長 小林泰樹）では、労働局長が秋田県経営者協会を訪問し、藤原会長に対し、「長時間労働削減をはじめとする『働き方改革』に向けた取組に関する要請」を行います。

記

日 時 平成27年10月2日（金） 午後2時00分～

場 所 一般社団法人秋田県経営者協会
(秋田市旭北錦町1番47号 秋田県商工会館6階)

※ 取材される場合は、事前に秋田労働局監督課（018-862-6682：担当 貝田又は伊藤）までご連絡をお願いします。

このほか、経済団体（秋田県中小企業団体中央会、秋田県商工会議所連合会、秋田県商工会連合会等）をはじめ、業界団体に対して要請を行うこととしています。

《過重労働解消キャンペーン特設ページ》

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign2015.html>

平成 27 年度過重労働解消キャンペーンの概要

1 実施期間

平成 27 年 11 月 1 日（日）から 11 月 30 日（月）までの 1 か月間

2 具体的な取組

（1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、秋田労働局長等が使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

（2）重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場

i 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談・情報等から、恒常的に長時間労働や賃金不払い残業等を把握し、重点監督を実施します。

ii 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、重点監督を実施します。

※ 監督指導の結果、法違反の是正が図られない場合は、是正が認められるまで、ハローワークにおける職業紹介の対象としません。

イ 重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

（3）電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

フリーダイヤル なくしましょう 長い 残業
0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3

平成 27 年 11 月 7 日（土） 9：00～17：00

※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、相談や情報提供を受け付けます。

ア 最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働
0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

月・火・木・金 17：00～22：00、土・日 10：00～17：00

URL：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000054880.html>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

（4）周知・啓発を実施します

ア 「働き方セミナー」の開催

事業主、企業の労務担当責任者などを対象に、平成 27 年 10 月 1 日（木）13 時 30 分から、秋田テルサにおいて、「働き方改革」を促進するためのセミナーを開催します。（別添参照）

イ 使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民に周知を図ります。